

国際観光旅客税に関するQ&A

平成30年4月
(令和4年1月改訂)
国税庁 消費税室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

○ 法令

法	国際観光旅客税法（平成 30 年法律第 16 号）
令	国際観光旅客税法施行令（平成 30 年政令第 161 号）
規則	国際観光旅客税法施行規則（平成 30 年財務省令第 39 号）
旅客通達	国際観光旅客税法取扱通達（平成 30 年 4 月 18 日付課消 4－23 ほか 1 課共同「国際観光旅客税法取扱通達の制定について」）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
通則法	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）
電帳規	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号）
電帳通	電子帳簿保存法取扱通達（平成 10 年 5 月 28 日付課法 5－4 ほか 6 課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」）
租特法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
租特令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
租特規則	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）

《 目 次 》

I 一般編

1 概要

(「国際観光旅客税」の概要)

問1 「国際観光旅客税」の概要を教えてください。【平成30年12月改訂】・・・1

2 課税の対象

(出国の意義)

問2 国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国した場合には「国際観光旅客税」が課されるとのことですが、「出国」とはどのような場合をいうのですか。・・・2

(「国際船舶等」の意義)

問3 「国際船舶等」とはどのようなものをいうのですか。・・・2

(公用船又は公用機)

問4 各国の政府又は地方公共団体が使用するいわゆる公用船又は公用機は、「国際船舶等」に該当しますか。・・・3

(貨物船又は貨物機)

問5 貨物船又は貨物機として運航している船舶又は航空機は、「国際船舶等」に該当しますか。・・・3

(「国際観光旅客等」の意義)

問6 「国際観光旅客等」とはどのような者をいうのですか。・・・4

(「国際旅客運送事業」の意義)

問7 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客は「国際観光旅客等」に該当することですが、「国際旅客運送事業」とはどのようなものをいうのですか。【平成30年12月改訂】・・・5

(航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客が出国の確認を受けずに出国する場合)

問8 航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客(いわゆるトランジット客)が、本邦に到着後、いわゆる出国エリアに留まって入国及び出国手続を経ずに出国する場合は、「国際観光旅客税」が課されますか。・・・6

(船舶又は航空機の乗組員)

問 9 船舶又は航空機の乗組員は、「国際観光旅客等」に該当しますか。【平成 30 年 12 月改訂】 6

(退去強制等により出国する者)

問 10 入管法の規定により退去強制を受ける者や国際受刑者移送法の規定により海外に移送される者は、「国際観光旅客等」に該当しますか。 7

(遠洋漁業者)

問 11 遠洋漁業者のように公海や外国の領海に向けて出国する者は、「国際観光旅客等」に該当しますか。 7

3 非課税

(航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客)

問 12 「航空機により本邦に入国後 24 時間以内に本邦から出国する一定の乗継旅客」については非課税として「国際観光旅客税」が課されないとのことですが、ここでいう「乗継旅客」とはどのような者をいうのですか。 8

(船舶により本邦を経由して外国に赴く旅客)

問 13 船舶により本邦を経由して外国に赴く旅客で、24 時間以内に本邦から出国した場合は「国際観光旅客税」の非課税対象となりますか。 9

(外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸した場合)

問 14 外国間を航行中に、天候が悪化したので本邦に緊急着陸し、その後、天候が回復し外国に向けて出港した航空機に搭乗していた者は、「国際観光旅客税」が課されないのですか。 11

(年齢が 2 歳未満の者)

問 15 2 歳未満の者は「国際観光旅客税」が課されないのですか。 11

4 免税

(免税手続の概要)

問 16 本邦に派遣された外国の大使等、国賓等、合衆国軍隊・国連軍の構成員等の出国に係る国際観光旅客税の免税について教えてください。【平成 30 年 12 月追加】 . 12

5 税率等

(「出国1回につき」の意義)

問17 「国際観光旅客税」は、本邦からの出国1回につき1,000円課されると思いますが、例えば、クルーズ船により本邦のA港から出国し、外国の港に寄港後、再び本邦のB港に寄港して出国する場合は、「国際観光旅客税」は2回課されますか。14

(1人で2席以上の航空券を購入した場合)

問18 楽器用の座席スペースを確保するため、1人で2席分の航空券を購入した場合は、「国際観光旅客税」が2人分課されますか。 15

6 適用時期

(国際観光旅客税の適用時期)

問19 「国際観光旅客税」はいつの出国分から課されるのですか。 15

(施行日前に締結された運送契約)

問20 平成31年1月5日に運送契約を締結し、平成31年1月10日に出国する場合の取扱いについて教えてください。 15

II 国際旅客運送事業者(特別徴収義務者)編

1 「国際観光旅客税」に関する事務手続等

(国際旅客運送事業者が行う事務手続等の概要)

問21 国際旅客運送事業を営もうとしています。「国際観光旅客税」の特別徴収義務者として、行うべき事務手続等について教えてください。【平成30年8月改訂】 . . 17

(共同運航の場合について)

問22 航空会社が2社以上で共同して航空便を運航する場合は、どの航空会社が「国際観光旅客税」を徴収することになりますか。【平成30年8月改訂】 20

(外貨建てで徴収する場合の適用為替レートについて)

問23 「国際観光旅客税」1,000円を外貨建て(現地通貨建て)で徴収する場合、徴収時における適用為替レートはどのようになりますか。【平成30年12月追加】 . . 21

(マイレージで航空券を購入した場合について)

問 24 国際旅客運送事業を営む者（航空会社）ですが、国際観光旅客等からの航空券の代金とともに「国際観光旅客税」1,000 円の支払いを受けるに際し、航空会社が行う顧客へのポイントサービス（いわゆるマイレージ）を利用することは認められますか。【平成 30 年 12 月追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(免税に関する書類の受付について)

問 25 国際旅客運送事業を営む者（航空会社）ですが、当社は航空券の予約を受け付けるための対面の窓口を設けておらず、免税の手続については、コールセンターでの受付を予定しています。

免税手続の対応ができる対面の窓口がなく、「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」等の免税に関する書類の提出を受けて運送契約を締結（航空券を発券）することができないことから、実務として、コールセンターでの予約時に免税で受け付けて航空券を発券した後、出国時に当社の空港カウンターで免税に関する書類（原本）を収受・確認するということは認められますか。【平成 30 年 12 月追加】・・ 22

(納期限までに納付できなかった場合の加算税及び延滞税について)

問 26 国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」を国際観光旅客等から徴収し、翌々月末日までに税務署又は税関に納付しなければならないとのことですが、納期限までに納付できなかった場合の加算税と延滞税について教えてください。・ 23

(記帳義務)

問 27 国際旅客運送事業を営む者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければならないとのことですが、どのような事項を記載すればいいのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(帳簿の保存場所)

問 28 保存すべき帳簿の保存場所について教えてください。・・・・・・・・・・ 24

(帳簿の使用言語)

問 29 保存すべき帳簿における使用言語について教えてください。・・・・・・・・ 24

(電子帳簿による保存)

問 30 保存すべき帳簿を電子データで保存する方法について教えてください。【令和 4 年 1 月改訂】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

2 「国内事業者」の納税地及び納付方法等

(「国内事業者」の意義)

問 31 「国内事業者」とは、どのような事業者ですか。 25

(「国内事業者」の納税地)

問 32 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。 25

(「国内事業者」の納付方法)

問 33 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。【平成 30 年 12 月改訂】 26

(「国内事業者」の代理人)

問 34 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」に関する届出書や計算書の提出を他の航空運送事業者や代理店等に委任することは可能でしょうか。 26

3 「国外事業者」の納税地及び納付方法等

(「国外事業者」の意義)

問 35 「国外事業者」とは、どのような事業者ですか。 27

(「国外事業者」の納税地)

問 36 「国外事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。 27

(「国外事業者」の納付方法)

問 37 「国外事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。【平成 30 年 12 月改訂】 27

(納税管理人の選任)

問 38 「国外事業者」は、本邦における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を選任する必要があるということですが、納税管理人の選任方法及び納税管理人が行う事務について教えてください。 28

4 国際旅客運送事業者が提出する届出書等

(計算書の記載事項)

問 39 国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」の納付と併せて計算書の提出が必要とのことですが、当該計算書の記載事項について教えてください。 28

(国外事業者が国内に支店を有することとなった場合)

問 40 国外事業者ですが、月の途中で国内に支店を有することとなった場合、どのような手続が必要ですか。また納付や計算書についてはどうなりますか。 29

(過誤納があった場合)

問 41 「国際観光旅客税」を過大に納付してしまった場合、還付されますか。 . . . 29

5 国際旅客運送事業者の経理

(徴収した「国際観光旅客税」の経理処理)

問 42 国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」の経理処理について教えてください。 31

(徴収した「国際観光旅客税」の消費税法上の取扱い)

問 43 航空券等の販売時に運賃と別に国際観光旅客等から徴収する「国際観光旅客税」の消費税法上の取扱いについて教えてください。 31

(「国際観光旅客税」に係る印紙税法上の取扱い)

問 44 特別徴収義務者である航空会社が、航空券の代金及び「国際観光旅客税」を受領する際に領収書を発行した場合の印紙税法上の取扱いを教えてください。 31

III 国際観光旅客等による納付編

(プライベートジェットで本邦から出国する際の納付方法)

問 45 プライベートジェットで本邦から出国するのですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。 32

(プライベートジェットで本邦から出国する際の納税地)

問 46 プライベートジェットで本邦から出国するのですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。 32

IV 国際観光旅客等の経理編

(従業員が海外へ出国した際の「国際観光旅客税」を法人が負担した場合の取扱い)

問 47 法人の従業員が海外への出張や旅行の際に支払う「国際観光旅客税」をその法人が負担した場合の所得税や法人税の取扱いを教えてください。 33

(海外出張に係る「国際観光旅客税」の所得税法上の取扱い)

問 48 個人事業主が海外出張した際に支払う「国際観光旅客税」について、所得税法上の取扱いを教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

I 一般編

1 概要

(「国際観光旅客税」の概要)

問1 「国際観光旅客税」の概要を教えてください。【平成30年12月改訂】

【答】

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、航空会社等の国際旅客運送事業者が、チケット代金に上乗せする等の方法で、本邦から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

<「国際観光旅客税」の概要>

1 納税義務者

国際観光旅客等（問6参照）は「国際観光旅客税」を納める義務があります。

2 課税の対象

国際観光旅客等の国際船舶等（問3参照）による本邦からの出国に「国際観光旅客税」が課されます。

3 非課税

次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には「国際観光旅客税」が課されません。

- ① 航空機により本邦に入国後24時間以内に本邦から出国する一定の乗継旅客（問12参照）
- ② 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた一定の者（問14参照）
- ③ 2歳未満の者（問15参照）

4 免税

本邦に派遣された外国の大使等、国賓等、合衆国軍隊・国連軍の構成員等の出国には、「国際観光旅客税」が免除されます。（問16参照）

5 税率

「国際観光旅客税」の税率は、出国1回につき1,000円となります。

6 納付

① 国際旅客運送事業者による特別徴収

国際旅客運送事業（問7参照）を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船等する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに、国に納付する必要があります（問21参照）。

② 国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合）

①の適用がない場合、国際観光旅客等は国際船舶等に乗船等する時まで、国に納付する必要があります（問 45 参照）。

7 適用時期

平成 31 年 1 月 7 日以後の本邦からの出国に適用されます。

（注）平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約（①平成 31 年 1 月 7 日以後に出国日を定めた場合と、②運送契約等により運賃の領収とは別に「国際観光旅客税」を徴収することとされている場合を除きます。）による国際旅客運送事業に係る出国には適用されません（問 20 参照）。

2 課税の対象

（出国の意義）

問 2 国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国した場合には「国際観光旅客税」が課されるとのようですが、「出国」とはどのような場合をいうのですか。

【答】

国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国した場合には「国際観光旅客税」が課されますが（法 5）、「出国」とは、本邦（領海・領空）から外に出ることをいいますので、例えば、外国に向けて本邦内の空港から出港した航空機が本邦から出ることなく本邦内に戻った場合には、「出国」には該当しません（旅客通達 2 の 3）。

なお、外国に向けて出港した船舶や航空機が本邦から外に出た後に、天候悪化や機器トラブルなどの事情により、外国に寄港することなく本邦に戻った場合には「国際観光旅客税」は課されないこととされています（法 5 ただし書）。

（「国際船舶等」の意義）

問 3 「国際船舶等」とはどのようなものをいうのですか。

【答】

国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国した場合には「国際観光旅客税」が課されますが（法 5）、「国際船舶等」とは、本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（公用船又は公用機を除きます。問 4 参照。）をいいます（法 2 ①二）。

なお、「船舶」とは、人が乗って航行の用に供する機器をいい、「航空機」とは、人が乗って航空の用に供する飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機、飛行船その他の機器をいいます（旅客通達 2 の 1、2 の 2）。

(公用船又は公用機)

問4 各国の政府又は地方公共団体が使用するいわゆる公用船又は公用機は、「国際船舶等」に該当しますか。

【答】

「国際船舶等」とは、本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機をいいます（法2①二）。

各国の政府又は地方公共団体が非商業的目的のみに使用する船舶又は航空機で、当該各国の政府又は地方公共団体が所有し、又は借り受けるものは、「国際船舶等」の範囲から除かれており、これらにより出国する者は「国際観光旅客税」が課されません（令2）。

なお、非商業的目的であるかどうかは、船舶又は航空機の使用が営利を目的としているか否かにより判断します。

よって、船舶又は航空機の一部又は全部を、営利を目的として使用する場合には、非商業的目的のみに使用する船舶又は航空機に該当しません（旅客通達2の7）。

(貨物船又は貨物機)

問5 貨物船又は貨物機として運航している船舶又は航空機は、「国際船舶等」に該当しますか。

【答】

「国際船舶等」とは、本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（公用船又は公用機を除きます。問4参照。）をいいます（法2①二）。

したがって、一般に貨物船又は貨物機として運航している船舶又は航空機であっても、物の運送とともに、観光旅客その他の者を運送している場合には、「国際船舶等」に該当することとなります（旅客通達2の6）。

(「国際観光旅客等」の意義)

問6 「国際観光旅客等」とはどのような者をいうのですか。

【答】

国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国した場合には「国際観光旅客税」が課されますが(法5)、「国際観光旅客等」とは、国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者で次に掲げる者をいいます。

- ① 入管法第25条第1項又は第60条第1項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者(②又は③に該当する者を除きます。)(法2①三イ)
- ② 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客(本邦に入国する直前の出発空港と本邦から出国した直後の到着空港が同一の空港である場合は①に該当します。)(法2①三口、令3①)
- ③ 条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者(合衆国軍隊の構成員等)(法2①三八、令3②)

(注1) ②又は③の者については出入国港(入管法第2条第8号に規定する出入国港をいいます。以下同じ。)から出国する場合に限り、国際観光旅客等に該当します。

(注2) 一定の要件を満たした場合は、②の者は非課税(問12参照)、③の者は免税(公用の場合)(問16参照)となります。

(注3) 「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も含まれます(旅客通達2の4)。

(「国際旅客運送事業」の意義)

問7 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客は「国際観光旅客等」に該当するとのことですが、「国際旅客運送事業」とはどのようなものをいうのですか。【平成30年12月改訂】

【答】

「国際旅客運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいいます(法2①四)。

なお、「他人の需要に応じ」とは、他人からの求めに応じ、他人のために運送を行う場合をいいますので、国際船舶等により本邦と外国との間を往來する場合であっても、自己の移動のために運送を行う場合は、国際旅客運送事業には該当しません(旅客通達2の9(1))。

また、「国際船舶等を使用して」とは、自ら所有する国際船舶等を使用する場合に限らないことから、例えば、航空機や船舶のリースなどにより他人の所有する国際船舶等を使用して事業を行う場合も含まれます(旅客通達2の9(2))。

(注1) 国際船舶等により本邦と外国との間を往來する場合であって、自己又は他人の所有する国際船舶等の運航により旅客を運送する場合は、定期便だけでなくチャーター便の運航も「国際旅客運送事業」に該当することとなります。

(注2) 自家用運航のためにビジネスジェット等を貸し出し、当該ビジネスジェット等を借り受けた者が自己の移動のために運送を行う場合における当該ビジネスジェット等を貸し出す事業は、他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送するものではありませんので、「国際旅客運送事業」には該当しません。

※ ビジネスジェット等を借り受けた者が自己の移動のために運送を行い、本邦から出国する場合の国際観光旅客税の納付方法等については、問45及び問46を参照。

(注3) 問5(貨物船又は貨物機)の貨物船又は貨物機に、競走馬などの動物や絵画などの美術品とともに、当該動物や美術品の運送を補助するための専属のスタッフ(貨物船又は貨物機の乗組員ではない者)を乗船又は搭乗させて運送する場合において、当該専属のスタッフの運送が「国際旅客運送事業」に該当するかどうかは、運送契約の内容などにより、他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客(当該専属のスタッフ)を運送する事業に該当するかどうかにより判断することとなります。

例えば、当該専属のスタッフの運送が動物や美術品などの貨物の運送に付帯して行われるもので、貨物の運送と旅客(当該専属のスタッフ)の運送が一体不可分のものである場合における当該専属のスタッフの運送は、旅客を運送する事業には該当しません。したがって、このような場合には、「国際旅客運送事業」には該当しないこととなります。

(航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客が出国の確認を受けずに出国する場合)

問8 航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客(いわゆるトランジット客)が、本邦に到着後、いわゆる出国エリアに留まって入国及び出国手続を経ずに出国する場合は、「国際観光旅客税」が課されますか。

【答】

ご質問のように、国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客は、国際観光旅客等に該当しますので(法2①三口、令3①)、本邦から出国^{*}する際に「国際観光旅客税」が課されます(問6参照)。

ただし、本邦に入国後24時間以内に出国する者で、一定の要件を満たす場合(問12参照)は、「国際観光旅客税」を課さないこととしています(法6一、令4①)。

なお、入国及び出国手続を行った場合(出入国港が別の場合も含まれます。)についても同様の取扱いとなります。

※ 「出国」とは、本邦(領海・領空)から外に出ることをいいます(問2参照)。

(船舶又は航空機の乗組員)

問9 船舶又は航空機の乗組員は、「国際観光旅客等」に該当しますか。【平成30年12月改訂】

【答】

入管法第25条第1項又は第60条第1項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者は、原則として「国際観光旅客等」に該当しますが(法2①三イ)、船舶又は航空機の乗組員は、入管法第25条第1項及び第60条第1項において、出国の確認を受ける対象から除かれていますので、「国際観光旅客等」には該当しません(旅客通達2の5(1))。

一般に、業務中の移動のために旅客機に搭乗する航空会社の操縦士や客室乗務員、整備士など(乗員として出港届に記載がある者)についても、乗組員に含まれ、出国の確認を受ける対象から除かれていますので、「国際観光旅客等」に該当しません。

【参考】

- 入管法第2条第3号(定義)
乗員 船舶又は航空機(以下「船舶等」という。)の乗組員をいう。
- 入管法第25条第1項(出国の手続)
本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人(乗員を除く。次条において同じ。)は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。
- 入管法第60条第1項(日本人の出国)
本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人(乗員を除く。)は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

(退去強制等により出国する者)

問 10 入管法の規定により退去強制を受ける者や国際受刑者移送法の規定により海外に移送される者は、「国際観光旅客等」に該当しますか。

【答】

入管法第 25 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者は、原則として「国際観光旅客等」に該当しますが（法 2①三イ）、入管法の規定により退去強制を受ける者や国際受刑者移送法の規定により海外に移送される者は、「本邦外の地域に赴く意図」をもたずに出国する者であり、入管法の規定による出国の確認を受けずに出国することから、「国際観光旅客等」には該当しません（旅客通達 2 の 5（2））。

【参考】

- 入管法第 25 条第 1 項（出国の手続）
本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。
- 入管法第 60 条第 1 項（日本人の出国）
本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

(遠洋漁業者)

問 11 遠洋漁業者のように公海や外国の領海に向けて出国する者は、「国際観光旅客等」に該当しますか。

【答】

入管法第 25 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者は、原則として「国際観光旅客等」に該当しますが（法 2①三イ）、遠洋漁業者（船員）は、入管法の規定による出国の確認を受けずに出国することから、「国際観光旅客等」には該当しません。

【参考】

- 入管法第 25 条第 1 項（出国の手続）
本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。
- 入管法第 60 条第 1 項（日本人の出国）
本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

3 非課税

(航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客)

問 12 「航空機により本邦に入国後 24 時間以内に本邦から出国する一定の乗継旅客」については非課税として「国際観光旅客税」が課されないとのことですが、ここでいう「乗継旅客」とはどのような者をいうのですか。

【答】

「国際観光旅客税」の非課税対象となる「乗継旅客」とは、国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客であって「本邦に入国後 24 時間以内に本邦から出国する」者のうち、次の①及び②に該当する運送契約に基づき本邦から出国する者をいいます（法 6 一、令 4 ①）。

- ① 当該運送契約について一の航空券が発行されること（令 4 ①一）。
- ② 当該運送契約について発行された一の航空券において、当該旅程に関し、当該旅客が本邦に入国するため搭乗する航空機が出入国港に到着した後 24 時間以内に当該旅客が本邦から出国するため搭乗する航空機が出入国港を出発することが明らかにされていること（令 4 ①二）。

①の「一の航空券が発行されること」とは、外国から本邦を經由して外国に赴く旅程に係る運送契約について一の航空券が発行されることをいいますから、外国から本邦を經由して外国に赴く旅程に係る運送契約が複数の運送契約による場合であっても、当該複数の運送契約について一の航空券が発行される場合には、「一の航空券が発行されること」に該当します（旅客通達 4 の 2）。

また、「本邦に入国後 24 時間以内に本邦から出国する者」かどうかは、発行された「一の航空券」（電磁的に発行される電子航空券を含みます（旅客通達 4 の 1））に記載された本邦への到着時刻と本邦からの出発時刻の間が 24 時間以内かどうかにより判断します（旅客通達 4 の 3）。

仮に天候等の理由により、実際の出国が入国から 24 時間を越えた場合であっても、当該「一の航空券」により 24 時間以内に出国する予定であったことが明らかであれば、「国際観光旅客税」は課されません。

（注） 本邦に入国する直前の出発空港と本邦から出国した直後の到着空港が同一の空港である場合は、「国際観光旅客税」の非課税対象となる「乗継旅客」に該当しませんので、たとえ本邦に入国後 24 時間以内に本邦から出国する予定であることが「一の航空券」により明らかであっても、「国際観光旅客税」の非課税対象となりません（令 3 ①、4 ①）。

(船舶により本邦を經由して外国に赴く旅客)

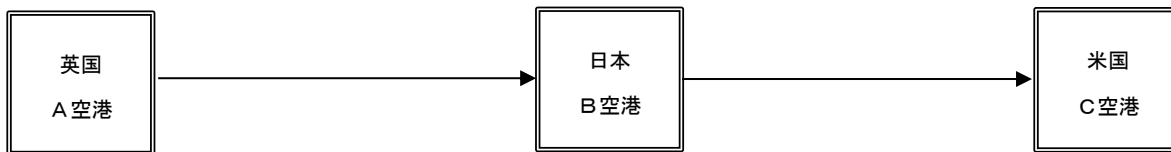
問 13 船舶により本邦を經由して外国に赴く旅客で、24 時間以内に本邦から出国した場合は「国際観光旅客税」の非課税対象となりますか。

【答】

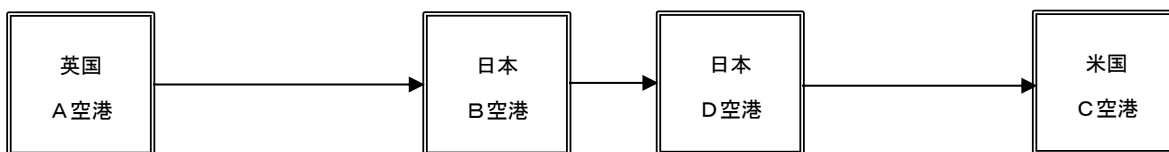
「国際観光旅客税」の非課税対象となる「乗継旅客」とは、国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を經由して外国に赴く旅客のことをいいますので、船舶により本邦を經由して外国に赴く旅客は非課税の対象となりません（法 6 一）。

非課税の対象となる乗継旅客（例示）

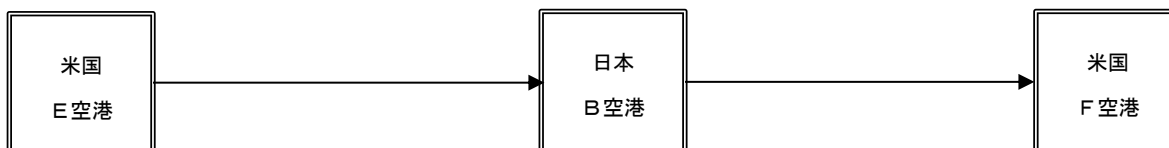
① 英国A空港から、日本B空港を経由（※入国後24時間以内に出国）し、米国C空港に赴く旅客



② 英国A空港から、日本B空港（入国）及び日本D空港（出国）を経由（※入国後24時間以内に出国）し、米国C空港に赴く旅客



③ 米国E空港から、日本B空港を経由（※入国後24時間以内に出国）し、米国F空港に赴く旅客



なお、上記①～③の旅客が非課税の対象となるのは、次のように一の航空券により、本邦に入国後24時間以内に出国する予定であることが明らかにされている場合に限り（問12参照）。

航空券

お名前 国税太郎
 航空券番号 ○×△☆
 発券日 1月8日
 発券航空会社 ○○航空会社

旅程表

日時	国	空港	到着/出発
1月●日 ●時	英国	A空港	出発
1月26日 1時	日本	B空港	到着
1月26日 3時	日本	B空港	出発
1月●日 ●時	米国	C空港	到着

本邦に入国後24時間以内に出国する予定であることが一の航空券において明らかです。

(外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸した場合)

問 14 外国間を航行中に、天候が悪化したので本邦に緊急着陸し、その後、天候が回復し外国に向けて出港した航空機に搭乗していた者は、「国際観光旅客税」が課されないのですか。

【答】

外国間を航行中に、天候その他のやむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者が、当該国際船舶等又はこれに代わる国際船舶等（当該本邦に寄港した国際船舶等を使用して国際旅客運送事業を営む者又はその代理人が手配したものに限り）により本邦から出国した場合は、「国際観光旅客税」が課されません（法 6 二、令 4 ②）。

(年齢が 2 歳未満の者)

問 15 2 歳未満の者は、「国際観光旅客税」が課されないのですか。

【答】

本邦から出国する日における年齢が 2 歳未満（満年齢）の者は、「国際観光旅客税」を課さないこととしています（法 6 三）。

なお、米国と本邦の往復航空券など、本邦への入国に係る運送契約と本邦からの出国に係る運送契約について一の航空券が発行されており、その航空機により本邦から出国する場合は、その一の航空券に係る運送契約において定められた「運送開始日のうち最も早い日」の年齢で判断します（令 4 ③）。

4 免税

(免税手続の概要)

問 16 本邦に派遣された外国の大使等、国賓等、合衆国軍隊・国連軍の構成員等の出国に係る国際観光旅客税の免税について教えてください。【平成 30 年 12 月追加】

【答】

1 外国の大使等の免税手続について

本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下「大使等」といいます。）の本邦からの出国のうち、当該大使等の本邦からの出国のために締結される運送契約に際し、国際旅客運送事業を営む者（旅行者等を経由して運送契約を締結する場合は当該旅行者等）に、当該運送契約による大使等の本邦からの出国が大使等の任務を遂行するために必要なものであることを証する書類である「免税カード」、「身分証明票」を提示し、当該運送契約により本邦から出国する大使等の氏名その他の必要事項が記載された「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」を提出して締結されたものは、国際観光旅客税が免除されます。（租特法 90 の 16①、租特令 51 の 6①、租特規則 40 の 8①②、旅客通達 10 の 4）

2 国賓等の免税手続について

国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの（以下「国賓等」といいます。）の本邦からの出国のうち、国賓等の本邦からの出国のために締結される運送契約に際し、国際旅客運送事業を営む者（旅行者等を経由して運送契約を締結する場合は当該旅行者等）に、当該運送契約により本邦から出国する者が国賓等であることを証する書類である「国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書」を提出して締結されたものは、国際観光旅客税が免除されます。（租特法 90 の 16②、租特令 51 の 6②、租特規則 40 の 8③、旅客通達 10 の 5）

【参考】国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるものの範囲

- 租特令第 51 条の 6 第 2 項
法第九十条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
 - 一 国賓その他これに準ずる賓客として接遇されることが閣議において決定又は了解された者及びその随員
 - 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる者及びその随員であつて国賓その他これに準ずる賓客として接遇されるもの
 - イ 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
 - ロ 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
 - ハ 外国の議会の長及び外国の議会の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族
 - ニ 外国の大臣及びこれに同行する家族並びに外国の大臣に準ずる地位にある者
 - ホ 国際連合の事務総長及び事務次長並びに他の国際機関の事務局長及びこれに準ずる地位にある者並びにこれらの者に同行する家族

3 合衆国軍隊・国連軍の構成員等

合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族（以下「合衆国軍隊の構成員等」といいます。）の本邦からの出国のうち、当該合衆国軍隊の構成員等の本邦からの出国のために締結される運送契約に際し、国際旅客運送事業を営む者（旅行業者等を経由して運送契約を締結する場合は当該旅行業者等）に、合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なものであること等を証する所定の書類を提出して締結されたものは、国際観光旅客税が免除されます。（所得税法等特例法9①、所得税法等特例法施行令2の2①、旅客通達9の4）

国際連合の軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族の本邦からの出国についても、合衆国軍隊の構成員等に係る免税の取扱いに準じたものとなります。（国連軍特例法3）

【文末引用の条文の略称】

- ・所得税法等特例法・・・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）
- ・所得税法等特例法施行令・・・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和27年政令第124号）
- ・国連軍特例法・・・日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律149号）

(注) 外国の大使等、国賓等、合衆国軍隊・国連軍の構成員等に問15（年齢が2歳未満の者）の2歳未満の者が含まれる場合、当該2歳未満の者は、非課税規定が適用されることとなります。

したがって、「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」等の書類に当該2歳未満の者を記載する必要はありません。

○ 国際観光旅客税が課税されない者まとめ

課税されない者	判定
① 船舶又は航空機の乗員 ② 強制退去者等 ③ 遠洋漁業者 ④ 公用船又は公用機により出国する者 ⑤ 出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者	不課税
⑥ 乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者） ⑦ 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者 ⑧ 2 歳未満の者	非課税
⑨ 本邦に派遣された外国の大使、領事等（公用の場合に限る） ⑩ 国賓その他これに準ずる者 ⑪ 合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る） （注） ⑨、⑩は、相互主義による。	免税

5 税率等

（「出国 1 回につき」の意義）

問 17 「国際観光旅客税」は、本邦からの出国 1 回につき 1,000 円課されるとのことですが、例えば、クルーズ船により本邦の A 港から出国し、外国の港に寄港後、再び本邦の B 港に寄港して出国する場合は、「国際観光旅客税」は 2 回課されますか。

【答】

「国際観光旅客税」は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国に対して課されますので（法 5）、ご質問のように、クルーズ船により本邦の A 港から出国し、外国の港に寄港後、再び本邦の B 港に寄港して出国する場合など、同一の者が 2 回出国する場合には、その出国ごとに、1,000 円の「国際観光旅客税」が課されます（旅客通達 5）。

(1人で2席分以上の航空券を購入した場合)

問18 楽器用の座席スペースを確保するため、1人で2席分の航空券を購入した場合は、「国際観光旅客税」が2人分課されますか。

【答】

「国際観光旅客税」は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国に対して課されますので、ご質問のように、1人で2席分の航空券を購入した場合であっても、出国する者は1人ですので、1人分の「国際観光旅客税」が課されます。

6 適用時期

(「国際観光旅客税」の適用時期)

問19 「国際観光旅客税」はいつの出国分から課されるのですか。

【答】

「国際観光旅客税」は、原則として、平成31年1月7日以後の本邦からの出国について課されます(法附則1)。

ただし、平成31年1月7日以後の出国であっても、平成31年1月7日より前に締結された運送契約(平成31年1月7日より前に出国日を定めたものに限り)による出国については、「国際観光旅客税」が課されないこととされています(運送契約等により運賃の領収とは別に「国際観光旅客税」を徴収することとされている場合を除きます。)(法附則2)。

(施行日前に締結された運送契約)

問20 平成31年1月5日に運送契約を締結し、平成31年1月10日に出国する場合の取扱いについて教えてください。

【答】

平成31年1月7日より前に締結された運送契約により出国する場合は、原則として「国際観光旅客税」は課されません(法附則2)。

ただし、平成31年1月7日より前に締結された運送契約による出国であっても、次のような場合は「国際観光旅客税」が課されます(法附則2)。

- ① 運送契約を締結した際に、出国日を決めておらず(いわゆるオープンチケットや回数券)、平成31年1月7日以後に出国日を定める場合(旅客通達8の2(1))
- ② 平成31年1月7日以後に出国日を変更する場合(旅客通達8の2(2))
例えば、航空券が発券された(運送契約の締結)際は、出国日を平成31年1月10日としていたが、平成31年1月8日に運送契約を変更し、出国日を平成31年1月11日とした場合等
- ③ 運送契約の締結の際に、約款等において運賃とは別に「国際観光旅客税」を徴収する

旨の定めがある場合（法附則２ただし書）

なお、「平成31年1月7日より前に締結された運送契約」に該当するかどうかは、国際観光旅客等と国際旅客運送事業を営む者との間で運送契約が成立した日を基準に判断します。

よって、国際観光旅客等と旅行会社との間で締結した旅行契約の契約日とは異なる場合がありますのでご注意ください（旅客通達8の1）。

II 国際旅客運送事業者（特別徴収義務者）編

1 「国際観光旅客税」に関する事務手続等

（国際旅客運送事業者が行う事務手続等の概要）

問 21 国際旅客運送事業を営もうとしています。「国際観光旅客税」の特別徴収義務者として、行うべき事務手続等について教えてください。【平成 30 年 8 月改訂】

【答】

1 特別徴収義務等（問 7、問 33 及び問 37 参照）

国際旅客運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいい（法 2①四）、当該国際旅客運送事業を営む者が運航する国際船舶等により国際観光旅客等が本邦から出国する場合には、当該国際旅客運送事業を営む者が特別徴収義務者となります。特別徴収義務者となる国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船等する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに、国内事業者にあつては納税地を所轄する税務署に、国外事業者にあつては納税地を所轄する税関に納付する必要があります（法 16①、17①）。

2 国際旅客運送事業に係る届出書（問 38 参照）

上記 1 に係る国際旅客運送事業を営む（営もうとする）者は、「国際旅客運送事業開始届出書」を、国内事業者にあつては納税地を所轄する税務署に、国外事業者にあつては納税地を所轄する税関に届け出なければなりません（法 19①、20①）。

（注） 「国際観光旅客税」が導入される平成 31 年 1 月 7 日時点で、上記 1 に係る国際旅客運送事業を現に営んでいる場合には、平成 31 年 2 月 28 日まで（平成 31 年 2 月 28 日より前に「国際観光旅客税」を納付する場合はその納付の日まで）に、納税地を所轄する税務署又は税関に「国際旅客運送事業開始届出書」を提出する必要があります（法附則 3）。

なお、「国外事業者」は本邦における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う者を選任し、納税地を所轄する税関に「国際観光旅客税納税管理人届出書」を提出する必要があります（通則法 117②、旅客通達 6 の 3）。

3 計算書の提出（問 39 参照）

上記 1 に係る国際旅客運送事業を営む者は、上記 1 の「国際観光旅客税」の納期限までに、納付すべき「国際観光旅客税」の額等を記載した計算書を、国内事業者にあつては納税地を所轄する税務署に、国外事業者にあつては納税地を所轄する税関に提出する必要があります（法 16②、法 17②）。

4 記帳義務（問 27 参照）

上記 1 に係る国際旅客運送事業を営む者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光

旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければなりません（法 21）。

【参考】

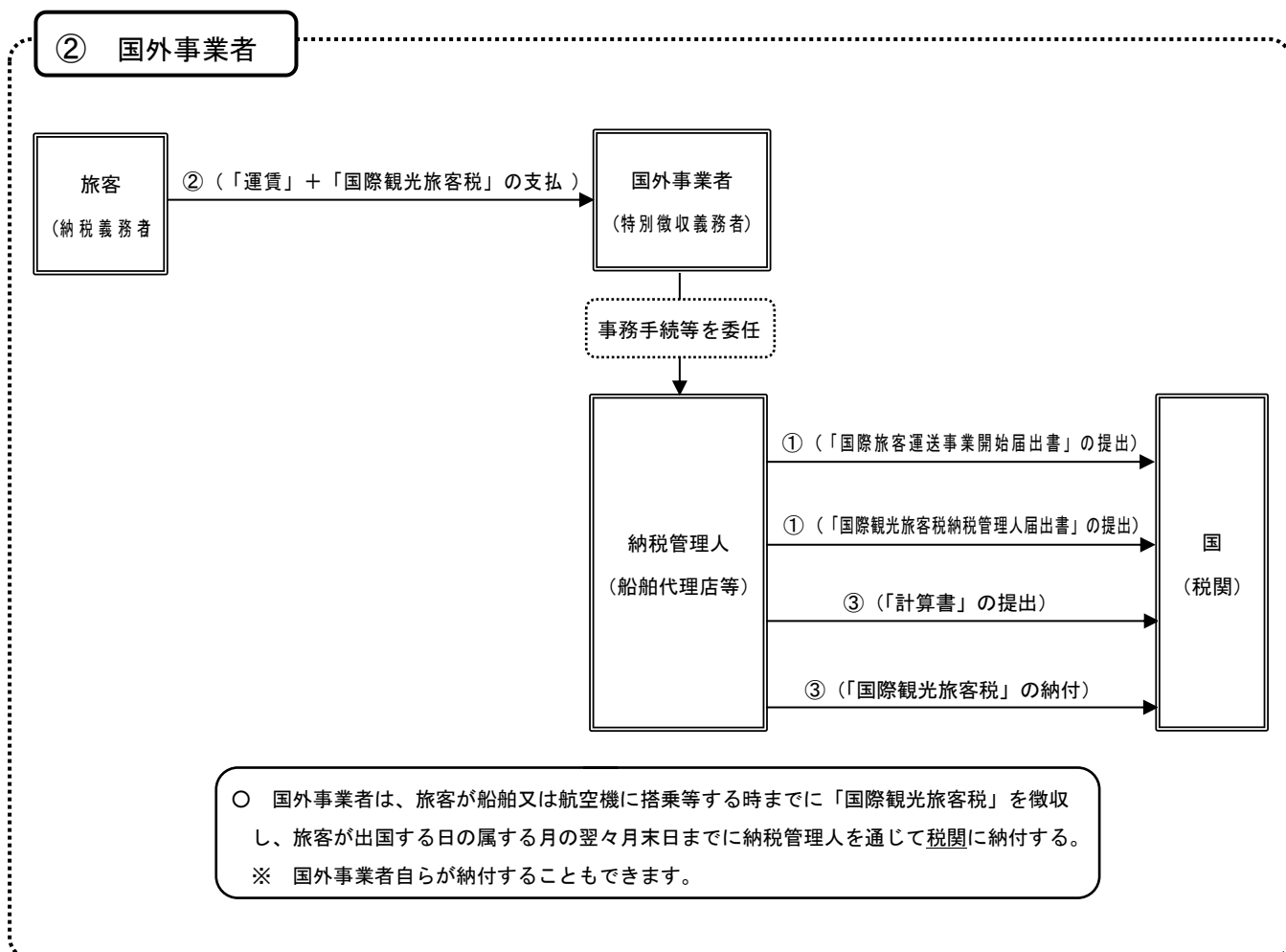
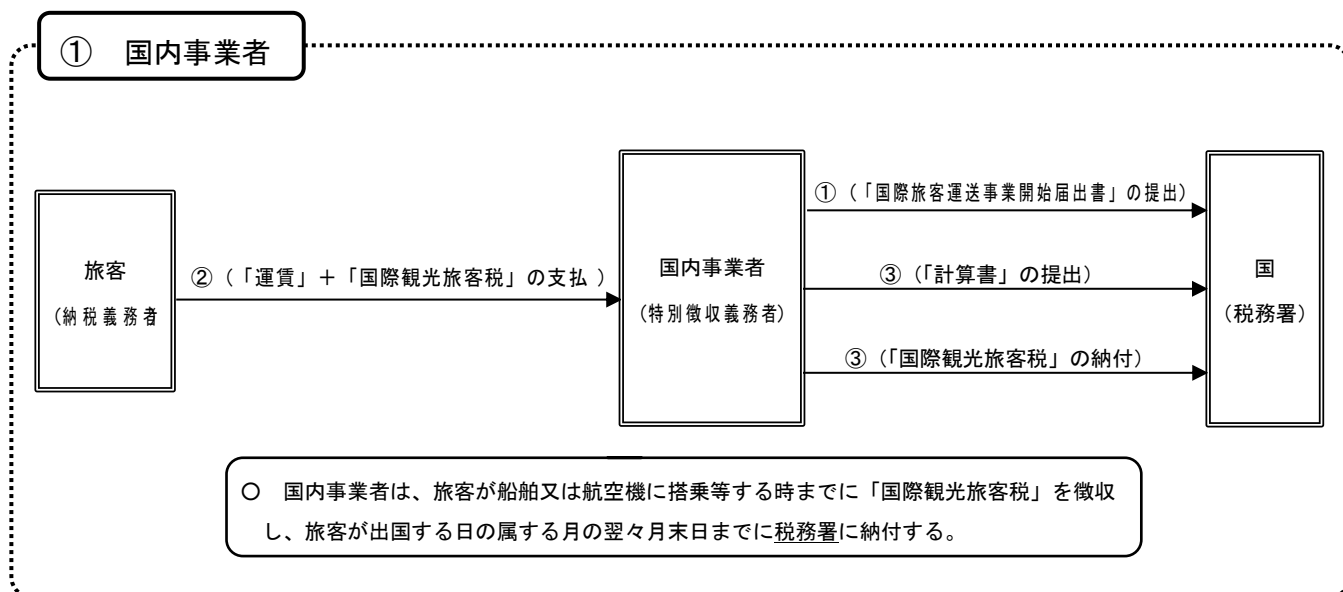
問 31（国内事業者の意義）

問 32（国内事業者の納税地）

問 35（国外事業者の意義）

問 36（国外事業者の納税地）

～ 国際旅客運送事業者が行う事務手続等のイメージ図 ～



(共同運航の場合について)

問22 航空会社が2社以上で共同して航空便を運航する場合は、どの航空会社が「国際観光旅客税」を徴収することになりますか。【平成30年8月改訂】

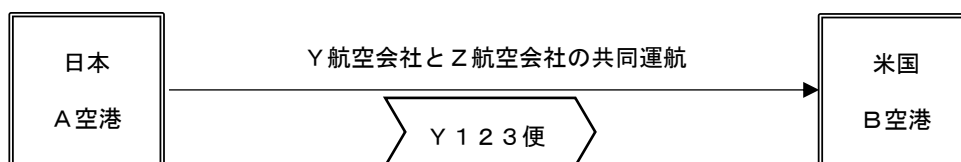
【答】

国際旅客運送事業を営む者が国際観光旅客等を運送する国際船舶等を運航する場合には、「国際観光旅客税」の特別徴収義務者となります（問21参照）。

特別徴収義務者となる航空会社は、実際に国際観光旅客等を運送する航空機を運航する航空会社となりますので、2社以上の航空会社が共同して国際観光旅客等を運送する場合においても、どの航空会社が実際に国際観光旅客等を運送する航空機を運航する航空会社であるかにより特別徴収義務者を判断することとなります。また、この場合、特別徴収義務者となる航空会社が納税地を所轄する税務署又は税関に「国際旅客運送事業開始届出書」を提出する必要があります。

なお、国際観光旅客等の出国に関する事実の帳簿への記帳義務（問27参照）が課せられる航空会社は、特別徴収義務者となる実際に国際観光旅客等を運送する航空機を運航する航空会社となりますが、本邦に派遣された外交官等、国賓その他これに準ずる者、合衆国軍隊の構成員等に係る免税に関する書類（証明書等）の保存義務が課せられる航空会社は、国際観光旅客等と運送契約を締結した航空会社となりますのでご注意ください。

共同運航の例示



Y航空会社が旅客との運送契約の主体となるY航空会社の便名を付した国際便について、実際に旅客を運送する航空機の運航をZ航空会社が行うケース

- ・特別徴収義務者 ⇒ Z航空会社
- ・免税書類の保存義務者 ⇒ Y航空会社

(外貨建てで徴収する場合の適用為替レートについて)

問 23 「国際観光旅客税」1,000 円を外貨建て（現地通貨建て）で徴収する場合、徴収時における適用為替レートはどのようになりますか。【平成 30 年 12 月追加】

【答】

国際観光旅客税の特別徴収義務者となる国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船し又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収しこれを国（税務署又は税関）に納付しなければならないとされています（法 16①、17①）。

また、本税の税率については、本邦からの出国 1 回につき 1,000 円となりますので（法 15）、特別徴収義務者は、国際観光旅客等の本邦からの出国 1 回につき 1,000 円の本税を徴収する必要がありますが、本税を外貨建てで徴収する場合の適用為替レート等については、法令上特段の定めはありません。

したがって、本税の徴収に当たっては、事業者の判断により、徴収時における外国為替市場の為替相場等を反映した合理的な方法により円換算した場合に 1,000 円相当額となる外貨建て金額で徴収することとして差し支えありません。

なお、国（税務署又は税関）への納付の際は、円建てで 1,000 円納付することとなります。

(マイレージで航空券を購入した場合について)

問 24 国際旅客運送事業を営む者（航空会社）ですが、国際観光旅客等からの航空券の代金とともに「国際観光旅客税」1,000 円の支払いを受けるに際し、航空会社が行う顧客へのポイントサービス（いわゆるマイレージ）を利用することは認められますか。【平成 30 年 12 月追加】

【答】

国際観光旅客税の特別徴収義務者となる国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船し又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収しこれを国（税務署又は税関）に納付しなければならないとされています（法 16①、17①）。

法令上は、国際観光旅客等から「徴収し」と規定されていることから、マイレージの利用は当該「徴収し」の規定に該当しないのではないかと疑義が生じるころですが、航空券の代金決済時に本税の支払いを受ける仕組み（オンチケット方式）により、代金決済の一手段としてマイレージを利用し、航空券の代金に加えて本税相当分を含めて決済がされるものであれば、国際観光旅客等から本税を徴収したのものとして取り扱うこととして差し支えありません。

(免税に関する書類の受付について)

問 25 国際旅客運送事業を営む者（航空会社）ですが、当社は航空券の予約を受け付けるための対面の窓口を設けておらず、免税の手続については、コールセンターでの受付を予定しています。

免税手続の対応ができる対面の窓口がなく、「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」等の免税に関する書類の提出を受けて運送契約を締結（航空券を発券）することができないことから、実務として、コールセンターでの予約時に免税で受け付けて航空券を発券した後、出国時に当社の空港カウンターで免税に関する書類（原本）を収受・確認するということは認められますか。【平成 30 年 12 月追加】

【答】

大使等、国賓等、合衆国軍隊・国連軍の構成員等（以下「免税対象者」といいます。）の出国に係る国際観光旅客税の免税手続は問 16 に記載のとおり、免税対象者の本邦からの出国のうち、当該免税対象者の本邦からの出国のために締結される運送契約に際し、国際旅客運送事業を営む者（旅行業者等を経由して運送契約を締結する場合は当該旅行業者等）が、「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」等の免税に関する書類（以下「免税証明書」といいます。）の提出を受けて締結したものは、国際観光旅客税が免除されることから、原則として、国際旅客運送事業を営む者（旅行業者等を経由して運送契約を締結する場合は当該旅行業者等）は、免税対象者から運送契約の締結時に免税証明書の提出を受ける必要があります。

しかしながら、運送契約の締結時に免税証明書の提出を受けるという対応ができない場合において、出国時の空港カウンターなどで免税証明書を受付し確認できる体制が整っているなど、法令上の「提出して（運送契約が）締結されたもの」と同等の法的効果を得ることができる場合には、出国時など事後に免税証明書を受け付けることとしても差し支えありません。

※ 大使等の出国に係る国際観光旅客税の免税手続に際し確認を要する「免税カード」、「身分証明書」についても、事後に免税証明書を受け取る際に、提示を受け確認することとして差し支えありません。

(注) 免税対象者から免税証明書の提出がなかった場合には、国際旅客運送事業を営む者において是正（免税対象者からの徴収及び納付）する必要があります。

(納期限までに納付できなかった場合の加算税及び延滞税について)

問 26 国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」を国際観光旅客等から徴収し、翌々月末日までに税務署又は税関に納付しなければならないとのことですが、納期限までに納付できなかった場合の加算税と延滞税について教えてください。

【答】

「国際観光旅客税」を納期限までに納付しなかった場合は、不納付加算税（納付すべき金額の5%又は10%）及び納付するまでの日数に応じた延滞税が課されます（通則法60①、67）。

なお、納期限までに納付しなかったことについて正当な理由がある場合や、納期限までに納付する意思があり、かつ、当該納付に係る「国際観光旅客税」が納期限から1か月を経過する日までに納付されたものであるときは、不納付加算税が課されません（通則法67）。

(記帳義務)

問 27 国際旅客運送事業を営む者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければならないとのことですが、どのような事項を記載すればいいのですか。

【答】

国際旅客運送事業を営む者は、旅客に関する次の事項を帳簿に記載することが義務付けられています（乗組員については、記帳義務の対象外です。）（法21、令7）。

- ① 氏名
- ② 国籍
- ③ 生年月日
- ④ 旅券番号
- ⑤ 乗船又は搭乗した国際船舶等の名称又は便名
- ⑥ 出国年月日
- ⑦ 出入国港の名称
- ⑧ 旅客が国際観光旅客等でない場合は、その旨及びその理由
- ⑨ 旅客が「国際観光旅客税」の非課税対象である場合はその旨及びその区分
- ⑩ 他の法律の規定により「国際観光旅客税」を免除される者であるときはその旨
- ⑪ 平成31年1月7日より前に締結された運送契約により出国する者のうち、「国際観光旅客税」が課税されない者である場合はその旨

なお、上記①～⑪に掲げる事項の全部又は一部が旅客名簿（入管法第57条第2項の規定により報告すべき事項が記載された書類又はこれに準ずる書類をいう。）に記載されている場合であって、当該旅客名簿を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができます。

この場合、旅客名簿と帳簿の関連性がわかるように保存する必要があります。

※ 帳簿はその旅客の出国日の属する月の翌々月末日の翌日から7年間保存する必要があります。

(帳簿の保存場所)

問 28 保存すべき帳簿の保存場所について教えてください。

【答】

納税地（問 32 及び問 36 参照）又は本店所在地となります。

なお、保存場所が国外であっても、税務署又は税関が事後に確認する際には、国内において税務署又は税関に提示する必要があります。

(帳簿における使用言語)

問 29 保存すべき帳簿における使用言語について教えてください。

【答】

保存している帳簿については税務署又は税関が事後に確認することがありますので、帳簿の作成にあたっては、日本語を使用してください。

なお、旅客名簿（入管法第 57 条第 2 項の規定により報告すべき事項が記載された書類又はこれに準ずる書類をいう。）を整理して保存することにより、帳簿への記載を省略する場合は、当該旅客名簿の使用言語が英語のままでも差し支えありません。

(電子帳簿による保存)

問 30 保存すべき帳簿を電子データで保存する方法について教えてください。【令和 4 年 1 月改訂】

【答】

国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事項を記載した帳簿について、原則、紙で保存する必要がありますが、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿を紙に出力することなく、データのままで保存できます。

※ 令和 3 年度の税制改正により、令和 4 年 1 月 1 日以後に備付けを開始する帳簿については、所轄税務署長等の事前承認は不要とされました。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

【国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報 > 電子帳簿保存法関係】

2 「国内事業者」の納税地及び納付方法等

(「国内事業者」の意義)

問 31 「国内事業者」とは、どのような事業者ですか。

【答】

「国内事業者」とは、国際旅客運送事業を営む者であって、国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者をいいます(法2①五)。

なお、「その他これらに準ずるもの」とは、事務所、事業所に準ずるものをいい、貸ビル、貸倉庫又は事業活動の拠点となっているホテルの一室等、名称のいかんを問わず、事業を行う一定の場所をいいます(旅客通達2の10)。

(「国内事業者」の納税地)

問 32 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。

【答】

国内事業者の特別徴収に係る「国際観光旅客税」の納税地は、次のとおりです(法9)。

区分	国内の本店等の有無	納税地 ^{※1}
法人	国内に本店又は主たる事務所がある場合	その本店又は主たる事務所の所在地
	国内に本店又は主たる事務所がなく国内に事務所等 ^{※2} がある場合	その事務所等 ^{※2} の所在地
個人	国内に住所がある場合	その住所地
	国内に住所がなく居所がある場合	その居所地
	国内に住所及び居所がなく国内に事務所等 ^{※2} がある場合	その事務所等 ^{※2} の所在地

なお、「国際観光旅客税」の納税地に異動があった場合には、遅滞なく異動前の税務署長に「国際旅客運送事業に係る異動届出書」を提出しなければなりません(法12)。

※1 納税地は原則として、法人税又は所得税の納税地と一致することとなりますが、国税局長等により納税地の指定があった場合にはその場所が「国際観光旅客税」の納税地となります。

なお、個人事業者が所得税法第16条(納税地の特例)の適用を受け、納税地を変更している場合には、「国際観光旅客税」の納税地も当該納税地に変更されますのでご注意ください。

※2 「事務所等」とは「その行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの」のことをいいます。なお、「その他これらに準ずるもの」とは、事務所、事業所に準ずるものをいい、貸ビル、貸倉庫又は事業活動の拠点となっているホテルの一室等、名称のいかんを問わず、事業を行う一定の場所をいいます(旅客通達2の10)。

（「国内事業者」の納付方法）

問 33 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。【平成 30 年 12 月改訂】

【答】

「国内事業者」は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに納税地を所轄する税務署に納付することとなりますが、納付方法としては、①窓口納付、②e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した電子納付（ダイレクト納付、インターネットバンキング等）、③インターネット上でのクレジットカード納付があります。納付する金額が 30 万円以下の場合には、④QRコードを利用したコンビニ納付も可能です。

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

【国税庁ホームページ > 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続 > 国税の納付手続】

（注）インターネットバンキングを利用される場合、日本国内の預貯金口座でのインターネットバンキング契約に基づく利用が前提となります。インターネットバンキング等による電子納付が利用可能な金融機関については、ご利用の金融機関にご確認いただくか、Web サイト「ペイジー（<https://www.pay-easy.jp>）」をご確認ください。

また、ダイレクト納付を利用される場合の利用可能な金融機関については、ご利用の金融機関にご確認いただくか、国税庁ホームページの「利用可能金融機関一覧」（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>）をご確認ください。

（「国内事業者」の代理人）

問 34 「国内事業者」ですが、「国際観光旅客税」に関する届出書や計算書の提出を他の航空運送事業者や代理店等に委任することは可能でしょうか。

【答】

「国内事業者」は、「国際観光旅客税」に関する届出書や計算書の提出を他の者に委任することが可能です。

なお、委任された代理人が「国際観光旅客税」に関する届出書や計算書の提出をする際には、「国内事業者」の代理の権限を有することが書面（委任状等）で証明されている必要があります（通則法 124）。

3 「国外事業者」の納税地及び納付方法等

(「国外事業者」の意義)

問 35 「国外事業者」とは、どのような事業者ですか。

【答】

「国外事業者」とは、国際旅客運送事業を営む者であって、「国内事業者」以外の者のことをいいます（法 2 ①六）。

(「国外事業者」の納税地)

問 36 「国外事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。

【答】

「国外事業者」の場合、国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地が納税地となります。

なお、税関長に申請を行い税関長の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができます（法 13）。

(「国外事業者」の納付方法)

問 37 「国外事業者」ですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。【平成 30 年 12 月改訂】

【答】

「国外事業者」は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を、納税地を所轄する税関に納付することとなりますが、納付方法としては、①窓口納付、②電子納付（マルチペイメント）があります。

詳しくは税関ホームページ (<https://www.customs.go.jp>) をご覧ください。

【税関ホームページ > 海外旅行の手続 > 国際観光旅客税】

(注) 電子納付（マルチペイメント）を利用される場合、日本国内の預貯金口座での口座振替契約等に基づく利用が前提となります。マルチペイメントによる電子納付が利用可能な金融機関については、ご利用の金融機関にご確認いただくか、Web サイト「ページー (<https://www.pay-easy.jp>)」をご確認ください。

(納税管理人の選任)

問 38 「国外事業者」は、本邦における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を選任する必要があるということですが、納税管理人の選任方法及び納税管理人が行う事務について教えてください。

【答】

「国外事業者」は、本邦における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を選出し、当該納税管理人が事務手続等を開始するまでに、納税地を所轄する税関に「国際観光旅客税納税管理人届出書」を提出する必要があります(通則法 117②、旅客通達 6 の 3)。

また、納税管理人が行う「国際観光旅客税」に関する事務手続等は、具体的に「国際旅客運送事業開始届出書」の提出、「計算書」の提出、「国際観光旅客税」の納付等があります。

4 国際旅客運送事業者が提出する届出書等

(計算書の記載事項)

問 39 国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」の納付と併せて計算書の提出が必要とのことですが、当該計算書の記載事項について教えてください。

【答】

国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」の納期限までに、納付すべき「国際観光旅客税」に関する次の事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税務署長又は税関長に提出する必要があります(法 16②・17②、規則 3・附則 2)。

- ① 提出者の住所又は居所
- ② 提出者の氏名又は名称
- ③ 提出者の納税地
- ④ 提出者の個人番号又は法人番号(国外事業者又は番号を有しない者は記載不要)
- ⑤ 旅客の数
- ⑥ 旅客のうち、国際観光旅客等でない者の数
- ⑦ 旅客のうち、非課税対象者の数
- ⑧ 旅客のうち、免税対象者の数
- ⑨ 平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約により出国する旅客のうち、「国際観光旅客税」が課税されない者の数
- ⑩ 「国際観光旅客税」が課される者の数(⑤-(⑥+⑦+⑧+⑨))
- ⑪ 「国際観光旅客税」の額
- ⑫ 旅客が本邦から出国した年月
- ⑬ その他参考となるべき事項

なお、上記⑤～⑩に掲げる事項については、出入国港ごとに記載する必要があります。

計算書の提出については、国内事業者が税務署に提出する際には「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を、国外事業者が税関に提出する際には「NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）」を利用できます。

【参考】

- ・「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の利用方法について
e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ・「NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）」の利用方法について
NACCS ホームページ (<https://www.naccs.jp>)

（国外事業者が国内に支店を有することとなった場合）

問 40 国外事業者ですが、月の途中で国内に支店を有することとなった場合、どのような手続が必要ですか。また納付や計算書の提出についてはどうなりますか。

【答】

国外事業者が国内に支店を有することとなった場合、「国内事業者」に該当することとなりますので、「国際旅客運送事業廃止届出書」を納税地を所轄する税関に提出するとともに、「国際旅客運送事業開始届出書」を納税地を所轄する税務署に提出する必要があります（法 19、20）。

なお、月の途中（例えば 7 月 15 日）に支店を設置した場合、7 月 14 日までの出国分の「国際観光旅客税」については納税地を所轄する税関に、7 月 15 日以降の出国分の「国際観光旅客税」については納税地を所轄する税務署に納付することとなります。計算書の提出についても同様です。

（過誤納があった場合）

問 41 「国際観光旅客税」を過大に納付してしまった場合、還付されますか。

【答】

特別徴収義務者が、国際観光旅客税額として正当税額を超えて納付してしまった場合は、その納付した金額と正当税額との差額に係る過誤納金が、当該「国際観光旅客税」を納付した特別徴収義務者に還付されます（通則法 56、旅客通達 6 の 2）。

特別徴収義務者が過誤納金の還付手続をする場合は、「国際観光旅客税過誤納額還付請求書」を国内事業者にあつては納税地を所轄する税務署に、国外事業者にあつては納税地を所轄する税関に提出することとなります。

なお、「国際観光旅客税過誤納額還付請求書」には、過誤納が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（問 27 で記載が義務付けられている事項が記載された帳簿）を添付する必要があります。

○ 国際旅客運送事業者が提出する届出書

1 税務署に提出する主な届出書

届出書の名称	提出が必要な場合	備考
国際旅客運送事業開始届出書	国内に住所等を有する者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合（平成 31 年 1 月 7 日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合を含む）	問 40 参照
	国外事業者が国内に住所等を有することとなった場合	
国際旅客運送事業廃止届出書 （又は国際旅客運送事業休止届出書）	国内事業者が国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有しないこととなった場合	
国際旅客運送事業に係る異動届出書	国内事業者で国際旅客運送事業に係る異動があった場合（納税地の異動の場合は、異動前の納税地を所轄する税務署長に提出）	

2 税関に提出する主な届出書

届出書の名称	提出が必要な場合	備考
国際旅客運送事業開始届出書	国内に住所等を有しない者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合（平成 31 年 1 月 7 日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合を含む）	問 40 参照
	国内事業者が国内に住所等を有しないこととなった場合	
国際旅客運送事業廃止届出書 （又は国際旅客運送事業休止届出書）	国外事業者が国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有することとなった場合	
国際旅客運送事業に係る異動届出書	国外事業者で国際旅客運送事業に係る異動があった場合	
国際観光旅客税納税管理人届出書	国内に住所等を有しない者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合（平成 31 年 1 月 7 日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合を含む）	問 38 参照

※ 「住所等」とは、住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののことをいいます。なお、「その他これらに準ずるもの」とは、事務所、事業所に準ずるもの、貸ビル、貸倉庫又は事業活動の拠点となっているホテルの一室等、名称のいかんを問わず、事業を行う一定の場所をいいます（旅客通達 2 の 10）。

5 国際旅客運送事業者の経理

(徴収した「国際観光旅客税」の経理処理)

問 42 国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」の経理処理について教えてください。

【答】

国際旅客運送事業者が徴収した「国際観光旅客税」は、納税義務者である国際観光旅客等からの預り金となりますので、徴収時に「預り金」として経理を行い、納期限（国際観光旅客等が出国した日の属する月の翌々月末日）までにその納付すべき「国際観光旅客税」の額等を記載した計算書を作成し、預り金を納税することになります。

(徴収時)

現金 1,000 円 / 預り金 1,000 円

(納付時)

預り金 1,000 円 / 現金 1,000 円

(徴収した「国際観光旅客税」の消費税法上の取扱い)

問 43 航空券等の販売時に運賃と別に国際観光旅客等から徴収する「国際観光旅客税」の消費税法上の取扱いについて教えてください。

【答】

国内及び国内以外の地域にわたって行われるいわゆる国際旅客運送は、消費税が免除されます（消費税法 7 ①三）。

なお、「国際観光旅客税」は、国際旅客運送事業を営む者が特別徴収義務者として納税義務者である国際観光旅客等から 1,000 円を徴収し、国に納付するものですから、課税資産の譲渡等の対価に該当しません。

(「国際観光旅客税」に係る印紙税法上の取扱い)

問 44 特別徴収義務者である航空会社が、航空券の代金及び「国際観光旅客税」を受領する際に領収書を発行した場合の印紙税法上の取扱いを教えてください。

【答】

金銭の受領事実を証する目的で作成される領収書は、印紙税法別表第一課税物件表第 17 号文書（金銭又は有価証券の受取書）に該当し、売上代金に係る金銭の受取書については、当該受取書に記載された受取金額（記載金額）に応じた税率の印紙税が課されることとなっています（記載金額が 5 万円未満のものは非課税）。

また、特別徴収義務者が作成する受取書の記載金額のうちに、特別徴収に係る税金額を含む場合において、当該税金額が記載されているときは、全体の記載金額から当該税金額を控除した後の金額を記載金額として取り扱うこととされています（印紙税法基本通達第 32 条）。

したがって、「国際観光旅客税」の特別徴収義務者である航空会社が発行した領収書（受取書）の記載金額のうちに、国際観光旅客税額が含まれている場合で、その国際観光旅客税額が記載されているときは、全体の記載金額から国際観光旅客税額を控除した後の金額を記載金額として税率の適用又は非課税に該当するかどうかの判定を行うこととなります。

Ⅲ 国際観光旅客等による納付編

（プライベートジェットで本邦から出国する際の納付方法）

問 45 プライベートジェットで本邦から出国するのですが、「国際観光旅客税」の納付方法について教えてください。

【答】

国際旅客運送事業者である航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合には、航空機等に搭乗する時までに納税地を所轄する税関に「国際観光旅客税」を納付することとなりますが（法 18①）、ハンドリング業者や代理店等に入出港に係る各種手続を委託している場合には、ハンドリング業者や代理店等を通じて税関に納付することも可能です。

なお、ハンドリング業者や代理店等を介さずに自ら入出港に係る各種手続を行っている場合は、出港手続等の際に直接税関に納付することとなります。

（プライベートジェットで本邦から出国する際の納税地）

問 46 プライベートジェットで本邦から出国するのですが、「国際観光旅客税」の納税地について教えてください。

【答】

国際旅客運送事業者である航空会社等を利用せずに本邦から出国する場合の「国際観光旅客税」の納税地については、本邦から出国する出入国港の所在地となります（法 14）。

なお、税関長に申出を行い税関長の指定を受けた場合は、その場所が納税地となります。

IV 国際観光旅客等の経理編

(従業員が海外へ出国した際の「国際観光旅客税」を法人が負担した場合の取扱い)

問 47 法人の従業員が海外への出張や旅行の際に支払う「国際観光旅客税」をその法人が負担した場合の所得税や法人税の取扱いを教えてください。

【答】

法人の従業員が出張や旅行などで海外に出国する際に支払う「国際観光旅客税」を法人が負担した場合の所得税や法人税の取扱いは、次のとおりです。

(所得税法上の取扱い)

従業員の出国が法人の業務の遂行上必要なものである場合には、法人が負担した「国際観光旅客税」に相当する額は、旅費として非課税とされます(所得税法9①四)。

一方、従業員の出国が法人の業務の遂行上必要なものでない場合には、法人が負担した「国際観光旅客税」に相当する額は、その従業員に対する給与として所得税の課税対象となります。

(法人税法上の取扱い)

従業員の出国に伴い、法人が負担する「国際観光旅客税」に相当する額については、法人の業務の遂行上、必要なものか否かによって、旅費交通費やその従業員に対する給与として取り扱われますが、いずれの場合であっても法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入されます。

(海外出張に係る「国際観光旅客税」の所得税法上の取扱い)

問 48 個人事業主が海外出張した際に支払う「国際観光旅客税」について、所得税法上の取扱いを教えてください。

【答】

個人事業主が海外に出国する際に支払う「国際観光旅客税」に相当する額については、その出国が事業の遂行上直接必要であると認められる場合には、その支払った日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入されます。

なお、その海外出張について、事業の遂行上直接必要であると認められる期間と認められない期間がある場合には、「国際観光旅客税」に相当する額をそれらの期間の比率等によってあん分し、事業の遂行上直接必要であると認められる期間に係る部分の金額のみ必要経費に算入することになります。

(注) 従業員が海外に出国する際に支払う「国際観光旅客税」の所得税法上の取扱いは問 47 と同様です。